

企業結合専門委員会の検討状況

【論点 1 - 1】持分プーリング法の取扱い

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」 今後の方向性 >

17. 持分の結合に該当する企業結合が存在するという事実に基づいて、企業結合会計基準において持分プーリング法の適用条件を整理した意義は、今なお肯定されるものと考えられる。しかしながら、持分プーリング法については我が国の会計基準と国際的な会計基準の間の差異の象徴的な存在として取り上げられることが多く、我が国の会計基準に対する国際的な評価の面で大きな障害になっているとも言われている。我が国の会計基準に対する国際的な評価のいかんは、直接海外市場で資金調達をする企業のみならず、広く我が国の資本市場や日本企業に影響を及ぼすと考えられることから、当委員会ではそれらの影響も比較衡量して、会計基準のコンバージェンスを推進する観点から持分プーリング法を廃止することを考えている。

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」 に対する主なコメント >

(1) 持分プーリング法を廃止することもやむをえないとする考え方

- ・ 企業結合の経済的実態には、支配を獲得したとは合理的に判断できないものがあり、企業結合会計基準において持分プーリング法を残した論拠は今なお肯定されるものである。しかしながら、国際的な会計を取り巻く環境の変化や持分プーリング法の適用状況を総合的に考慮すると、持分プーリング法を廃止することもやむをえないと考えられる。但し、廃止する際には、ASBJとして合理的な理由を示す必要がある。
- ・ 持分プーリング法完全廃止（パーチェス法適用）には事務負担増加が予想されることから、実務上の運営に配慮した形で今後の論点整理を進めて戴きたい。

(2) 持分プーリング法を廃止することに賛成とする考え方

- ・ 国際的な会計基準をめぐる環境が大きく変わる中で企業分析を行うアナリストにとっては、国内外の企業間における比較可能性の確保は極めて重要である。こうした中で、持分プーリング法については、適用事例がごくわずかになっている状況に鑑み、特に国際的な摩擦を避けるという観点からも廃止するべきであると考えられる。パーチェス法に統一することによるメリットとしては、以下が考えられる。(1)パーチェス法のほうが企業結合後のガバナンスが明確である。(2)パーチェス法による合併のほうがプーリング法によるよりも合併後のパフォーマンス（利益やROAの改善）が良いという調査結果もある。(3)現状の全く異なる2つの会計処理を企業がある程度（適用基準はあるが）任意に選べるということは、財務諸表の客観性という点で問題が全くないとは言えない。例えば、アステラス製薬合併では「のれん償却を行わないで済む

ことが持分プーリング法を選択する理由」という新聞報道もあり、２つの会計処理の並存が恣意性の温床となっているとの見方を生じさせている。

- ・ 会計基準のコンバージェンスが会計基準設定の最優先課題とされている中であって、のれんの償却を行う点とともに持分プーリング法の適用が選択可能であるということ自体が我が国会計基準と国際的会計基準の間の差異の象徴的存在として取り上げられるケースが多く、また、本論点整理に記載のとおり、実務においても持分プーリング法の適用事例は非常に限定的であるという点を考慮し、持分プーリング法は廃止する方向で検討すべきであるとする。

< 公開草案に向けての考え方 >

[案１] 持分プーリング法を継続する

(理由)

いずれの結合当事企業の持分の継続も断たれておらず、かつ、いずれの結合当事企業も支配を獲得していない(すなわち、いずれの結合当事企業も他の結合当事企業に対する支配を獲得したとは合理的に判断できない)と判断される場合(「持分の結合」)があるはずだが、この場合には、企業結合によって投資のリスクが変質しても、その変質によって個々の投資のリターンは実現していないと考えられる。したがって、持分プーリング法は必要である。また、この考え方は、現在、ある種の非貨幣財同士の交換を会計処理する際にも適用されている実現概念に通ずる基本的な考え方である。

パーチェス法と持分プーリング法の２つの会計処理を認めると、経営者による裁量が働く可能性があるという考え方がある。しかしながら現在の企業結合会計基準では、企業結合の経済的実態には「取得」と「持分の結合」の２つが存在するとした上で、ある企業結合が持分の結合と判断されるための要件を詳細に定めており、実際に企業結合会計基準が適用された平成 18 年 4 月 1 日以降、持分プーリング法が濫用されているといった弊害は見られていない。

国際的な会計基準においても、取得企業を識別することが困難な状況においては、パーチェス法の例外を設けるべきであるという意見があることは認識されている。現行の企業結合会計基準では、このような国際的な会計基準の変遷及びその背景を踏まえた上で、持分プーリング法の取扱いが定められている。

[案２] 持分プーリング法を廃止する。

(理由)

平成 15 年 10 月の企業結合会計基準の公表以降、我が国における企業結合を巡る環境が大きく変化している。実際、企業結合会計基準が適用されてからまだ 1 年あまり

という状況ではあるものの、持分プーリング法が適用される事例が実際に発生する場合は極めて限られており、現在においては持分プーリング法が定められていること自体に対する否定的な見方が増えていると考えられる。

論点整理に対しても、持分プーリング法の廃止はやむなしとするものが複数あった一方、その廃止に明示的に反対するコメントは受けとっていない。

国際的な会計基準では既に数年前に持分プーリング法を廃止しており、直近の改定でもこの部分に関する見直しの議論も発生していないため、今後これが改められる可能性も低い。このため、我が国のみ持分プーリング法の定めを残し続けることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を確保できない状況が続く可能性がある。

持分プーリング法については我が国の会計基準と国際的な会計基準の間の差異の象徴的な存在として取り上げられることが多く、我が国の会計基準に対する国際的な評価の面で大きな障害になっているとも言われている。

企業結合会計基準制定当時において持分プーリング法を残した論拠は今なお肯定されるものの、我が国の会計基準に対する国際的な評価のいかんは、直接海外市場で資金調達をする企業のみならず、広く我が国の資本市場や日本企業に影響を及ぼすと考えられる。このため、会計基準のコンバージェンスを推進し、持分プーリング法を廃止するほうが、我が国の企業会計基準全体に対して良い影響をもたらすと考えられる。

【論点 1-2】取得企業の決定が困難な場合の取扱い

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」今後の方向性 >

24. 現行の企業結合会計基準においては、取得と持分の結合とを識別する規準と整合した形で取得企業の決定を行うこととされているが、持分プーリング法の廃止に伴い、この取得と持分の結合とを識別する規準自体が無くなった場合には、取得企業の決定が困難となる企業結合が発生することが想定される。このような場合において、いずれの結合当事企業が取得企業であるかを判断する際の具体的な指針の必要性について、我が国における企業結合の実態や国際的な会計基準の定めを踏まえながら、引き続き検討する。

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」に対する主なコメント >

- (1) 現実に取得企業の特特定が困難な事例があるために、持分プーリング法の存続には理論的な合理性があるとも考えられる。貴委員会調査における持分プーリング法適用3事例はいずれも、合併後の議決権比率による判断と、合併後の経営支配（役員構成）による判断が、反対になるケースであった。この2つの判断基準は同じ結果をもたらして実質的な買収会社が決まるというのが、従来からの暗黙の前提であったと考えられ、持分プーリング法を廃止した時に混乱が生じないよう、あるいは不合理な結果にならないよう、取得企業の決定については十分な検討が必要である。
- (2) 持分プーリング法を廃止した場合に、いずれの結合当事企業が取得企業であるかを判断する具体的指針が必要であると考え。なお、具体的指針を検討するに当たっては、会計基準間で取得企業が異なるという事象が発生することがないよう、すなわち、会計基準のコンバージェンスの阻害要因とならない指針となるよう最大限の留意が必要と考える。
- (3) 持分プーリング法の廃止に関しては、今後の方向性で述べられるような取得企業の決定が困難な場合の指針などを作成して戴きたい。

< 公開草案に向けての考え方 >

現行の日本基準においては、まず持分の結合かどうか判定し、満たさなかった要件に基づき、取得企業を決定することになる（別紙1参照。）。しかし、持分プーリング法が廃止された場合には、このような従来の方法では取得企業を決定できない組織再編が想定される。

このため、次頁の比較表を踏まえて、国際的な会計基準における取得企業の決定方法をどのように取り込むかを考えていくことではどうか。（なお、国際的な会計基準については別紙2参照。）

国際的な会計基準	現行の日本基準	検討方針
結合後企業を支配する株主が存在する場合には、当該株主が支配していた企業が取得企業となる。	左記と同じ(適用指針 32 項(339 項、354 項))	取り込む。
主な対価の種類が現金等の場合には、一般に現金等を支払う企業が取得企業となる。	左記と同じ(適用指針 32 項(1))	
<p>主な対価の種類が株式の場合には、一般に当該株式を発行する企業が取得企業となるが、逆取得の場合もあるため、下記の事項も含めて検討する。</p> <p>(ア) 相対的な議決権比率が多い方の株主がいた企業（なお、潜在株式等も考慮する）</p> <p>(イ) 他に重要な株主がいない場合は、大きな少数株主がいた企業</p> <p>(ウ) 取締役会等の構成員の過半数を選解任できる株主がいた企業</p> <p>(エ) 経営者が結合後企業の経営を支配する企業</p> <p>(オ) プレミアムを支払った企業</p>	<p>議決権比率が大きいと判定された企業が取得企業となる（適用指針 32 項(2))。</p> <p>議決権比率が等しい場合（上下概ね 5%以内）には、下記の要件を総合的に判断して取得企業を決定する（適用指針 32 項(3))。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 結合後企業の取締役会等の構成員の過半数を占めること ・ 重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等による有利な立場の株主 ・ 企業結合日後 2 年以内に大部分の事業を処分する予定 ・ 多額のプレミアムの発生 	<p>国際的な会計基準のように、様々な要素を考慮して総合的に判断することとしてはどうか。</p> <p>[検討 1] [検討 2] 参照</p>
一般に相対的な規模が著しく大きい企業	N/A	[検討 3] 参照
3 社以上の場合、企業結合を始めた企業	N/A	[検討 4] 参照
新設会社が株式を発行しても、取得企業にはならない。	N/A	取り込む。

[検討 1] 議決権比率の取扱い

取得企業の決定における 3 番目の規準として、議決権比率を用いるかどうか。
 (国際的な会計基準では、主な対価の種類が「議決権のある株式」である企業結合の場合、一般に、当該株式を発行する企業が取得企業となるが、逆取得の場合もあるため、その判定要素の一つとされている。)

【A 案】(国際的な会計基準と同様に) 議決権比率を優先して用いるのではなく、逆取得かどうかを判定する要素の 1 つにはなるものの、他の要素も考慮して総合的に判断する。
 (理由)

- ・国際的な会計基準の考え方と同じである。すなわち、SFAS141号では、組織再編は様々な形態をとり、組織再編ごとに優先順位は異なるため、優先判定項目は定めないとしており、国際的な会計基準では、この考え方を引き継ぎ、「議決権のある株式を発行する企業が取得企業となる」ものの、逆取得となる場合の１つの要素として、議決権比率を基準としている。
- ・総合的に判断することは、一方で、恣意的な判断のおそれがあるとする見方も考えられるが、この場合には注記等により判断の根拠を開示することも考えられる。

【B案】（これまでの企業会計基準の考え方を踏まえ）議決権比率を優先して用いる。

（理由）

- ・現行の日本基準においては、（対価要件の次に）議決権比率の判定要件を行うこととされており、議決権比率が等しいとみなされる（比率が50対50から上下概ね5パーセントポイントの範囲内にある）場合には、それ以外の支配要件で判定することとしており、この手順を踏襲する。
- ・議決権比率は、客観的であり、これを優先する方が恣意的な判断が避けられる。もっとも、議決権比率が等しいとみなされる場合に、他の要件も含めて総合的に検討することについては、恣意的な判断のおそれあり得る。この場合には、注記等により判断の根拠を開示することも考えられる。

【検討2】 その他の判定要素

取得企業を決定するには、特に次の事項下記の項目（下線部分）も、逆取得かどうか総合的に判定する要素とされている。

- （ア）総体としての株主が結合後企業の議決権のある株式を最も多く所有することとなる結合当事企業が、通常、取得企業である。なお、議決権比率の決定にあたっては、議決権の内容の差異、株式オプション、新株予約権、新株予約権付社債についても考慮する。
- （イ）結合後企業において他に重要な議決権を有する株主又は株主グループが存在しない場合には、結合後企業において大きな少数株主となる株主あるいは株主グループがいる企業が、通常、取得企業である。
- （ウ）結合後企業の取締役会又はそれと同等の経営機関の構成員の過半数を選任又は解任できる株主がいる企業が、通常、取得企業である。
- （エ）（以前の）経営者が、結合後企業の経営を支配することとなる企業が、通常、取得企業である。

(オ) 他の結合当事企業の株式の企業結合前の公正価値を超えるプレミアムを支払った結合当事企業が、通常、取得企業である。

[検討 2-A]

(ア) の議決権比率の考慮において、国際的な会計基準では、潜在株式も考慮することとされている。現行の日本基準でも、「潜在株式の議決権行使の可能性を考慮する」という意見書の考え方の下で、適用指針では限定的に取り扱っている(19 項、348 項)。しかし、「取得」か「持分の結合」の判定ではなく、取得企業における要素(特に、[検討 1]【A 案】の場合)と考えれば、制限的ではなく考慮することができると考えられるかどうか。

[検討 2-B]

(イ) について、国際的な会計基準では、「他に重要な議決権 (significant voting interest) を有する株主」「大きな少数株主(a large minority voting interest)となる株主」のレベル感が示されていないため、例えば、「支配力を及ぼすような株主」が存在しない場合には、「重要な影響力を及ぼすような株主」がいる企業、のようなレベル感を明示するかどうか。

[検討 2-C]

(エ) について、現行の日本基準において「いずれかの結合当事企業の役員若しくは従業員である者又はこれらであった者が、結合後企業の取締役会その他これに準ずる機関(重要な経営事項の意思決定機関)の構成員の過半数を占めている」ことに明確化するかどうか。

[検討 3] 「 相対的な規模が著しく大きい場合」の取扱い

【案 1】国際的な会計基準のように取得企業を決定する 1 つの判定基準として取り込む。

【案 2】 逆取得かどうかの判定要素として取り込む。

(理由)

- ・【案 1】の場合、他の判定基準との関係が不明確であり、逆取得かどうか総合的に検討する 1 つの要素という位置づけの方が、恣意的な判断が避けられる。
- ・この要素も含めて総合的に検討することの方が、組織再編の多様な形態に応じて複数の要素を検討することができる。

[検討 4] 「 3社以上の場合、企業結合を始めた企業」の取扱い

国際的な会計基準では、結合当事企業が3社以上である場合には、他の要件及び相対的な規模に加えて、いずれの企業がその企業結合を始めた(initiate)のかも含めて考慮するとされており、これも加えるかどうか。

別紙 1 （現行の企業結合会計基準）

現行の企業結合会計基準では、まず持分の結合かどうか識別するための要件を順次判定し、満たさなかった要件に基づいて取得企業が決定される。要件について下記のとおり纏めた。

（下記の順番にて取得企業を決定）

対価の種類が議決権のある株式以外の場合、対価を支出した企業を取得企業とする。

対価の種類が議決権のある株式の場合、議決権比率が大きいと判定された結合当事企業を取得企業とする。

議決権比率が等しいと判定された場合（当該比率が 50 対 50 から上下概ね 5 パーセントポイントの範囲内にある場合）、支配関係の存在を示す一定の事実から支配を獲得したと判定された結合当事企業を取得企業とする。すなわち、下記の要件を総合的に判断して取得企業を決定する。

（ア）いずれかの結合当事企業の役員若しくは従業員である者又はこれらであった者が、結合後企業の取締役会その他これに準ずる機関（重要な経営事項の意思決定機関）の構成員の過半数を占めている。

（イ）重要な財務及び営業の方針決定を支配する契約等により、いずれかの結合当事企業の株主が他の結合当事企業の株主より有利な立場にある。

（ウ）企業結合日後 2 年以内にいずれかの結合当事企業の大部分の事業を処分する予定がある。

（エ）企業結合の対価として交付する株式の交換比率が当該株式の時価に基づいて算定した交換比率と一定以上乖離し、多額のプレミアムが発生している。

なお、連結原則上、結合後企業を支配する株主が存在する場合、企業結合前から当該株主により支配されていた結合当事企業を取得企業とする（企業結合会計基準適用指針第 32 項（339 項、354 項））。

別紙 2 （国際的な会計基準）

IFRS 第 3 号及び SFAS 第 141 号(R)における取得企業の決定規準は下記のとおりである。

IAS 第 27 号に基づき、結合後企業を支配する株主が存在するときは、企業結合前から当該株主により支配されていた結合当事企業が取得企業となる。それ以外の場合には、下記の から の要件に基づき検討し決定する。

主な対価の種類として、現金あるいは他の資産を引き渡す又は負債が発生することとなる企業結合の場合は、一般に、当該現金あるいは他の資産を引き渡す又は負債が発生する企業が取得企業となる。

主な対価の種類が株式である企業結合の場合には、一般に、当該株式を発行する企業が取得企業となる。しかし、逆取得の場合もあるため、取得企業を決定するには次の事項¹ も考慮して判定する。

- (ア) 総体としての株主が結合後企業の議決権のある株式を最も多く所有することとなる結合当事企業が、通常、取得企業である。なお、議決権比率の判断にあたっては、議決権の内容の差異、株式オプション、新株予約権、新株予約権付社債についても考慮する。
- (イ) 結合後企業において他に重要な議決権を有する株主又は株主グループが存在しない場合には、大きな少数株主となる株主又は株主グループが存在していた結合当事企業が、通常、取得企業である。
- (ウ) 結合後企業の取締役会その他これに準ずる機関（the governing body）の構成員の過半数を選任又は解任できる株主が存在していた企業が、通常、取得企業である。
- (エ) (以前の)経営者が結合後企業の経営を支配する（dominate）こととなる企業が、通常、取得企業である。
- (オ) 他の結合当事企業の株式の企業結合前の公正価値を超えるプレミアムを支払った結合当事企業が、通常、取得企業である。

相対的な規模（例えば、資産、収益あるいは利益）が著しく大きい結合当事企業が、通常、取得企業である。²

結合当事企業が 3 社以上である場合には、結合当事企業の相対的な規模と同様に、他の要件に加えて、いずれの企業がその企業結合を始めたのかも含めて考慮する。

新設会社を設立する場合、株式を発行することとなる新設会社については、取得企業の決定の対象外とする。

¹ 「結論の背景」によると、組織再編は様々な形態をとるため、組織再編ごとに優先順位は異なるであろうことから、APB16 号のような優先判定項目は定めないという改訂前の SFAS 第 141 号を基本的に引き継いでいる。

² 改訂前の SFAS 第 141 号における 3 社以上の場合の定めであったものである。なお、改訂前の IFRS3 号においても類似の定めがあった。

【論点 1 - 3】逆取得又は共同支配企業の形成に係る会計処理

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」 今後の方向性 >

1. このように、連結財務諸表における逆取得の会計処理及び共同支配企業の形成に係る会計処理については、我が国と国際的な会計基準の取扱いに実質的な差異はないと考えられる。ただし、我が国において持分プーリング法を廃止した場合、個別財務諸表上の取扱いにおける「持分プーリング法に準じた処理方法を適用する。」（企業結合会計基準 三 2.(6) 、3.(7)及び注解（注15））といった表現方法などについて併せて見直す必要があるかどうか、引き続き検討する。

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」 に対する主なコメント >

- (1) 本論点整理に記載のとおり、これらについての従来のがが国の会計処理については、国際的な会計基準との間に概念的な考え方において相違はないと考える。
 (2) 本論点整理の考え方に同意する。

< 公開草案に向けての考え方 >

[案 1] 変更しない。（「持分プーリング法に準じた処理方法」のままとする。）

（理由）

持分プーリング法の適用を廃止するとしても、持分プーリング法の意味自体は従前と変わるものではないので「持分法に準じた処理方法」について表現を見直す必要はない。

すでに基準等が公表されてから一定期間経過しており、用語を変更するとかえって分かりにくくなる可能性がある。

[案 2] 「簿価受入法」に変更する。

（理由）

「持分プーリング法」を廃止することを宣言する目的からも、この用語を用いた表現の名称を残すことは好ましくない。

会計処理の内容を端的に示す何らかの用語があることが好ましい。

[案 3] 特別の表現方法を設けない。

（理由）

「持分プーリング法」を廃止することを宣言する目的からも、この用語を用いた表現の名称を残すことは好ましくない。

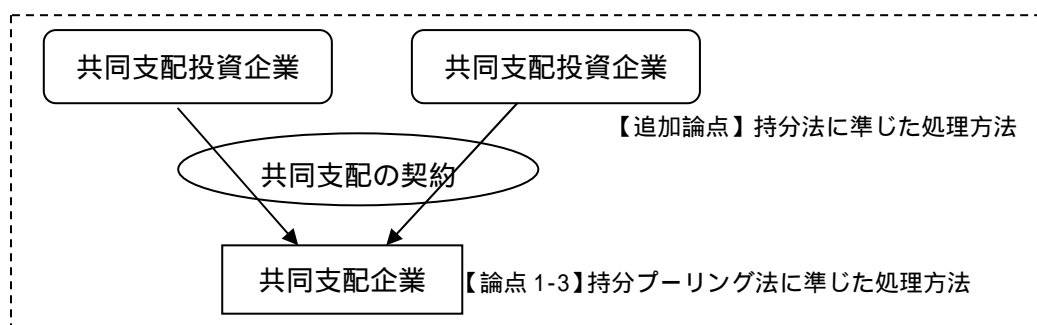
会計処理方法に固有の名称がなくても、記述的に説明がされれば足りる。（「共通支配下の取引」と同じ。）

【追加論点】共同支配企業の形成における「差額」の取扱い（共同支配投資企業の会計処理）

「共同支配企業の形成」の会計処理において、共同支配投資企業が移転した事業に係る資産及び負債の移転直前の適正な帳簿価額による純資産額に基づいて算定した投資の額と、共同支配企業の資本のうち共同支配投資企業の持分比率に対応する部分との差額は処理しないこととされている（基準三 3. (7)ただし書き、適用指針第 190 項における持分法に準じた処理方法）。

企業結合会計の見直しにあたって、この「持分法に準じた処理方法」を今後も引き続き採用するかどうかについて検討することが考えられる。

[図：共同支配企業と共同支配投資企業の関係]



[案 1] 変更しない。（「持分法に準じた処理方法」を従来どおり採用し、「差額」を処理しない。）

（理由）

投資が継続していると考えられるため損益を認識すべきでない。
今回のプロジェクト（STEP 1）における検討対象外である。

[案 2] 「持分法に準じた処理方法」を廃止して、通常の持分法適用と同様に、「差額」を処理する。

（理由）

支配力が及ばなくなっている（共同支配）のであるから、連結財務諸表上、事業分離により関連会社となった場合（事業分離基準第 20 項）と同様に、追加取得持分に係るのれんと、減少した持分に係る持分変動差額を認識すべきである。
コンバージェンスの推進に資する。

【論点２】株式を対価とする場合の対価の測定日

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」 今後の方向性 >

44. 株式を対価とする場合の対価の測定日をいつの時点とすべきかについてはさまざまな指摘や見方があり、また、我が国における会計基準の取扱いを変更した場合には、実務に与える影響も少なからぬものがあると想定される。したがって、本論点整理において示された意見等に加え、我が国における市場関係者のニーズや企業結合に係る実務慣行を踏まえるとともに、国際的な会計基準とのコンバージェンスに配慮して検討することが必要である。

< 「企業結合会計の見直しに関する論点の整理」 に対する主なコメント >

(1) 取得日の時価を基礎とすべきとする意見

- ・ さまざまな指摘や見方があること及び変更した場合の実務に与える影響が少なくないことを理由として今後の方向性を明確に示していないが、この理由は本論点に限られるものではなく、短期コンバージェンス・プロジェクトを推進するという議論全体の方向性からも、他の論点と同様に、国際的な会計基準に沿った見直しをする方向で検討を進めることが期待される。
- ・ 取得した資産が取得日の時価で測定される以上、対価たる株式も取得日の時価で測定するのが自然である。また、株価は合併直前に合併比率による理論株価に収斂していくと思われることに加え、わが国でも合意公表日と取得日との間に重要な変化があるケースを想定し、重要な変化があれば交換比率の調整や当該企業結合の条件見直しなどの権利を認めている。さらに、合意・公表後に開催される株主総会で否決あるいは修正される可能性が今後高まるであろうことを想定すれば、国際基準に合わせる方向で問題はないと考える。
- ・ 測定日について合意公表時点を基礎とする方法にも一定の合理性は認められるところである点は同意するが、我が国市場関係者にとって会計基準のコンバージェンスが最重要課題である点、企業結合で取得または承継する資産、負債の評価時点との整合性の確保、公表時点における合意内容が有する一定の不確実性の会計処理への影響の排除等を優先し、取得日において測定すべきと考える。
- ・ 国際的な会計基準における考え方の方が整合的かつ判断の余地が少ないと考えられること、また、現行の日本の会計基準の考え方のうち「合意公表日以降の株価変動に本来の企業価値とは関係しない影響が混在している可能性があり、合意日までは適切」という理由付けは根拠としては乏しいと考えられることから、取得日を対価の測定日とする案に賛成である。

(2)合意公表日の時価を基礎とする余地を残すべきであるとする意見

- ・ 企業結合会計基準で規定している、その企業結合の主要条件が合意されて公表された日前の合理的な期間における株価を基礎に算定する会計処理（以下「合意公表日基準」という。）は、企業結合の会計実務としてすでに定着しつつある処理であり、合理的な考え方に基づいた会計処理である。また、のれんを償却計算する現行の会計基準のもとで取得日の時価により算定する考え方のみを採用した場合、取得日まで取得の対価の算定ができないことは、それをもとに計算されるのれんの金額の見積りも同様にできないことになる。取得日まで企業結合後ののれんの償却負担の計算ができないことは、企業結合スケジュールに支障を来す恐れもあるため、合意公表日基準も認める余地を残すことが必要である。
- ・ 最近では、合意公表日から取得日までの間に、株価の著しい変化に伴って合意された条件が見直されているケースもあることやコンバージェンスも配慮し、合意公表日と取得日の間に重要な変化がある場合は、対価の測定日を取得日とし、重要な変化がない場合は、合意公表日を基礎とするなど、場合分けをして取り扱いを定めることも考えられるのではないかと。

< 公開草案に向けての考え方 >

[案 1-1] 企業結合日（取得日）の時価を基礎に算定する。

（理由）

「被取得企業又は取得した事業の取得原価は、原則として、取引時点の取得の対価となる財の時価を算定し、それらを合算したものとする。支払対価が現金以外の資産の引渡し、負債の引受け又は株式の交付の場合には、支払対価となる財の時価と取得した純資産の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定する。」（企業結合会計基準三 2.(2)）という基本原則と整合する。

株式以外の財産を引き渡した場合は企業結合日（取得日）の時価で測定し、株式の交付の場合のみ合意公表日の時価で測定するのは、整合的ではない（株式を対価とした場合の測定日を合意公表日とするならば、他の財産についても合意公表日で測定すべきである。）

ある企業結合について合意公表した後であっても、結合当事企業の状況が変化した場合には主要条件を見直すこともあり、このような場合には現状の取扱いでも見直しを公表した時点の価額で算定しなおすこととされている。この考えを推し進めれば、究極的には、取得原価はもはや見直しすることができない時点、すなわち、企業結合（取得）取引が行われたときに決定するものと考えることができる。

合意公表日を主張する一つの理由として、合意公表日後において株価が著しい変動があった場合には、のれんの金額に重要な影響を及ぼすということが指摘されている。しかし、合意公表日後、企業結合日（取得日）までの間に、のれんの金額に重要な影響を及ぼすほど著しい株価の変動があった場合には、通常、株式交換比率等の主要条件を見直すことが想定されるため、そのような主張は必ずしもあてはまるとはいえない。

企業結合取引は、一般的な購入取引とは異なり、合意公表日から企業結合日（取得日）まで数か月を要するものである。したがって、取得原価の測定時点についても、異なる考え方を取ることもできる。

国際的なコンバージェンスを図ることができる。

[案 1-2] 原則として、企業結合日（取得日）の時価を基礎として算定する。ただし、取得日より前に主要条件が事実上確定している場合には、その時点の株価を基礎として算定する。

(理由)

結合当事企業は、企業結合にあたりお互いの本来の事業価値等を適切に反映した結果として、企業結合の主要条件、とりわけ交換比率の合意に至っているのが通常であるとする考え方を反映できる。

一般的な購入取引においても、通常、売買契約を締結した際に取引金額を決定し、実際の引渡し時点における時価如何にかかわらず、当該取引金額が取得価額とされる。例えば、ある土地を対価として土地を取得した場合（土地と土地を交換した場合）には、合意時点におけるそれぞれの時価を前提に契約がなされていると考えられ、通常、取引日において当該土地の時価を再測定することはないと考えられる。従って、このような取引との整合性からは、取得日より前に主要条件が事実上確定した場合（例えば、主要条件の見直し条項が付されている場合には当該見直し条項を行使できるとされている最終の日）には、その時点の時価をもって取得原価とすべきである。

国際的な会計基準が取得日を測定日とする根拠の１つに、「当該取引を行う旨の公表は、被取得企業の支配の変化をも引き起こすことになる株主の承認その他実施しなければならないイベントを必要とするため、合意公表日ではまだ確定しているとは言えない」ことが挙げられているが、この指摘に対しては、測定日を「合意公表日」から「主要条件が事実上確定した日」に変更することで対応できる。

また、国際的な会計基準が取得日を測定日とする別の根拠の１つに、「合意公表日後であっても株式交換比率を見直すよう交渉することが一般的である」又は「取得日において発行された株式数が交換取引としての時価を表しているといえない場合には、当該取引をキャンセルすることができる権利を有しているのが通常である」ことが挙げ

られているが、この指摘に対しては、契約上、このような条件見直し条項やキャンセル権条項が付されていない場合に限り取得日前の時価によって測定することで対応できる。

取得日まで主要条件が確定していない場合には、企業結合日（取得日）の時価を基礎として算定するよう見直すことに加え、取得日より前に主要条件が事実上確定したためその時点の株価を基礎とした場合でも、（必要であれば）取得日の株価を基礎とした場合との差額を注記するなどの対応により、国際的なコンバージェンスが図られる。

[案 2] 従来 of 取扱いを見直すことはしない（原則として合意公表日の株価を基礎とし、株価が大きく異なる場合には企業結合日（取得日）の株価を基礎とすることもできる。）

（理由）

結合当事企業は、企業結合にあたりお互いの本来の事業価値等を適切に反映した結果として、企業結合の主要条件、とりわけ交換比率の合意に至っているのが通常であり、また、企業結合の主要条件に関する合意内容が公表された後の株価変動には、被取得企業の本来の事業価値とは必ずしも関係しない影響が混在している可能性もあると考えられるため、原則として、合意公表日の株価を基礎とすべきである。

取得と判定された企業結合と、一般的な購入取引（例えば土地の取得取引）の会計処理との整合性を図る必要がある。一般的な購入取引は、通常、売買契約を締結した際に取引金額を決定し、実際の引渡し時点における時価如何にかかわらず、当該取引金額が取得価額とされる。例えば、ある土地を対価として土地を取得した場合（土地と土地を交換した場合）には、合意時点におけるそれぞれの時価を前提に契約がなされていると考えられ、通常、取引日において当該土地の時価を再測定することはないと考えられる。従って、このような取引との整合性からは、企業結合取引においても原則として合意公表日の株価を基礎とすべきである。